

日米安保体制と違憲判決——砂川からイラク派兵

国富建治

五月一日、連続学習会「60年安保から50年 もうやめよう!日米安保条約」の第三回が、東京・文京区民センターで行われた。三回目のテーマは「日米安保体制と違憲判決——砂川からイラク派兵」で、ピーブルズ・プラン研究所の山口響さんが報告した。

山口さんは、①一九五九年三月の砂川闘争についての東京地裁・伊達判決と同年十二月の最高裁「差し戻し」差し戻し判決、②一九六七年三月の恵庭裁判(北海道・恵庭で酪農業者の兄弟が被害に耐えかねて陸上自衛隊の通信線を切断した事件)・札幌地裁判決、③一九六九年八月の長沼裁判(北海道・長沼で航空自衛隊のナイキ・ミサイル基地設置のための保安林指定解除の無効をもとめて住民が提訴)・札幌地裁判決と札幌高裁逆転判決(一九七六年八月)、最高裁判決(一九八二年八月)、④航空自衛隊イラク派兵違憲・名古屋高裁判決(二〇〇八年四月)の四つの例を検討して、問題点を明確にした。

日米行政協定に基づく刑事特別法違反(米軍施設・区域への侵入)が争点になった砂川裁判・伊達判決は、「日本が米軍駐留を許容していることは、日本が米軍への指揮権を持つているか否かに関わらず、憲法違反」であり、刑特法は違憲として被告に無罪を言い渡した。この判決に対して米大使館はただちに政府・最高裁に介入して、異例の「跳躍上告」(高裁を飛び越えて最高裁に上告)を行わせ、最高裁は「米軍は憲法が保有を禁じる『戦力』にあたらぬ」、「日米安保条約は『高度の政治性』を持ち、違憲かどうかの判断は司法の審査になじまない」、「一見極めて明白に違憲無効でないかぎり、違憲立法審査権の範囲外」という「統治行為論」を持ち出し、伊達判決を棄却した。その後、この「統治行為論」は安保の違憲性訴訟をはねつける論理として「判例」になってしまった。

恵庭裁判では、通信線の切断が自衛隊法二二二条の「防衛の用に供する物」の損壊に対する処罰によって起訴され、被告側は自衛隊の違憲性を問う裁判として闘ったが、結局札幌地裁判決は憲法判断を回避し、「通信線は防衛の用に供する物」ではないとして被告を無罪とした。検察も控訴をやめて同判

決は確定することになった。憲法判断を回避したこの判決は「肩すかし判決」として批判されることになる。

長沼裁判の札幌地裁・福島判決は、レーダー施設建設によって攻撃の第一目標となる可能性があるかぎり、平和的生存権の侵害の危険性があるとして、原告には「訴えの利益がある」と判断し、保安林指定解除処分を取り消した。そして裁判所が憲法判断を積極的に行う義務があるとし、自衛隊は「戦力にあたり違憲」としたのである。この判決をくだした福島裁判長に対して、札幌地裁平賀所長の「森林法違反に対しては慎重な判断を」とする書簡による介入(平賀書簡)があつたことが明らかに、大きな問題となった。しかし一九七六年八月の札幌高裁控訴審判決では、「平和的生存権には裁判規範としての具体性がない」として一審福島判決を取り消し、「統治行為論」によって自衛隊についての憲法判断を避けてしまった。最高裁は住民側の上告を棄却し、住民は敗訴した。

われわれの記憶に新しい二〇〇八年四月のイラク派兵違憲・名古屋高裁判決は、空自のイラクでの空輸作戦はイラク特措法にも違反し、かつ憲法九条違反と認めた上で、「平和的生存権には具体的権利性がある」とした(ただし本件には権利侵害があつたとは認めず)。イラク派兵違憲訴訟は、「イラク派遣差し止め」、「平和的生存権侵害への損害賠償」を求めた原告の訴えは認めず、形式的には「原告敗訴」だったが、イラク派兵の違憲性・平和的生存権の具体的権利性を認めた点で、画期的なものだった。

このように安保・自衛隊の違憲性を問う裁判は、成果と後退を繰り返してきたが、「統治行為論」の壁を崩すにはいたっていない。しかし、自衛隊の海外派兵の現実と憲法が決定的な矛盾を拡大している今日、具体的な反戦・平和運動や憲法改悪に反対し「憲法を生かす」闘いと裁判闘争を結合していくことの意義、そして司法制度の官僚的壁に穴をうがう作業の重要性はますます重要になっていくだろう。

(くにとみ けんじ/反安保実)